

利用登録をしたマイナンバーカードが、健康保険証として利用できるようになります。

(※顔認証付きカードリーダーを設置するなど対応可能な医療機関及び薬局に限ります。)

(※令和3年3月から本格運用の予定でしたが、現在はプレ運用を継続中です。)

利用開始時期や対応可能な医療機関や薬局は、今後国のホームページ等で公開される予定です。)

マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります!



1 マイナンバーカードをカードリーダーにかざす

カードの顔写真を機読し確認します。
※顔写真は機器に保存されません。

2 オンラインであなたの医療保険資格を確認!

マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。

利用申込はカンタン!



マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、申込が必要です。利用の申込は、マイナポータル[※]でできます。
(※)子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がウェブ上でできたり、行政機関のお知らせを受け取ることができたりする専用サイトです。



マイナンバー(12桁の数字)は使いません!



マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー(12桁の数字)は使われません。医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバーを取り扱うことはありませんし、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づけられることもありません。
ICチップには、受診歴や薬剤情報などの個人情報は記録されません。



どんないいことが? 6つのメリット

POINT1 健康保険証としてずっと使える!

マイナンバーカードを使えば、就職や転職、引越しても保険証の切替えを待たずにカードで受診できます。



※医療保険者への加入の届出は引き続き必要です。

POINT2 医療保険の資格確認がスピーディに!

カードリーダーにかざせば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受付における事務処理の効率化が期待できます。



POINT3 手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額以上の支払が免除されます。



※自治体独自の医療費助成等については書類の持参が必要です。

POINT4 健康管理や医療の質が向上!

2021年10月(予定)から自分の薬剤情報を確認できるようになります。
※特定健診情報の確認は、医療保険者によって開始時期が異なります。

本人が同意すれば、初めての医療機関でも、今までに使った薬剤情報や特定健診情報が医師等と共有できます。



POINT5 医療保険の事務コストの削減!

医療保険の請求取りや未収金が減少するなど、医療保険者等の事務処理のコスト削減につながります。



POINT6 マイナンバーカードで医療費控除も便利に!

マイナポータルを活用して、ご自身の医療費情報を確認できるようになります(2021年10月予定)。また、2021年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続きでマイナポータルを通じて自動入力が可能になります。



●マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、**事前に登録が必要です。**

登録方法など、詳しい内容については、こちらからご確認ください。

→ https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html

●スマートフォンが対応機種ではないなどの場合で、

マイナンバーカードを読み取れず、ご自身で事前に登録ができないときは、医療保険課(金沢市役所第一本庁舎 1階)にお越しください。

※マイナンバーカードと、数字4ケタの暗証番号

(マイナンバーカード取得時に設定した「利用者証明用電子証明書の暗証番号」)が必要になります。

注) 従来どおり、「国民健康保険被保険者証」及び「後期高齢者医療被保険者証」は加入者の方全員に交付します。

(従来の被保険者証も引き続き使用できます。)

注) マイナンバーカードを「国民健康保険被保険者証」及び「後期高齢者医療被保険者証」として利用する場合でも、加入・脱退の際には、従来どおりの手続きが必要です。